

平成 26 年 12 月 1 日発行
- No. 172 -

さくらい 市議会だより



市民とともに、より開かれた議会をめざして

平成 26 年
9 月定例会

一般会計及び各特別会計決算を認定
(一般会計は9億1,412万8,720円の単年度赤字)

議会審議のあらまし

9 月定例会における本会議での審議の概要は、次のとおりです。

まず、9 月 1 日に開会し、市長より提出議案の理由説明がありました。

次に、8 日の本会議において別記のとおり熱のこもった一般質問が行われました。

続いて 10 日に議案審議があり、報告案件 4 件は全員異議なく承認等され、議案第 25 号・議案第 27 号から第 29 号については、委員会付託を省略して審議の結果、全員一致で原案どおり可決されました。

認第 1 号から第 9 号までの平成 25 年度各会計決算認定については、8 名からなる決算特別委員会が設置され、これに付託されました。議案第 24 号、第 26 号については総務委員会に付託されました。

次に、22 日に本会議が再開され、決算特別委員会、総務委員会から審査報告があり、討論のあと採決され、審査報

告どおり認定、可決されました。

また、市長より人事案件 2 件の追加提出があり全員異議なく同意されました。

以上、付議されました案件の審議はすべて終了し、同日をもって閉会致しました。

要望・陳情

▽軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情

傍聴してみませんか？

市議会の本会議は公開されていて、傍聴することができます。

手続きは、本会議当日、受付で住所・氏名等を記入してから議場にお入り下さい。

※詳しくは議会事務局 (☎ 42- 9111 内線 441) まで。



議決結果

議案番号	件名	概要	議決結果
報第 13 号	専決処分の報告、承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)	道路管理 ^{かし} 瑕疵による物損事故にかかる損害賠償額を定める	承認

議案番号	件名	概要	議決結果
報第14号	平成25年度各基金の運用状況を示す書類の提出について	用品調達基金、土地開発基金、水洗便所改造資金貸付基金及び国民健康保険高額療養費貸付基金の各運用状況を示す書類の提出	提出
報第15号	平成25年度桜井市水道事業会計継続費精算書の報告について	無水源簡易水道施設整備事業の完了にかかる継続費精算書	報告
報第16号	平成25年度決算に基づく桜井市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	地方公共団体の財産の健全化に関する法律の規定による報告	報告
認第1号 (決算特別委員会)	平成25年度桜井市一般会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額 23,170,687,089円 (翌年繰越分含む) 歳出決算額 22,222,234,559円	認定 (賛成多数) ※賛否は別表
認第2・3号 (決算特別委員会)	平成25年度桜井市各特別会計歳入歳出決算認定について	下水道事業、住宅新築資金等貸付金	認定 (賛成全員)
認第4号 (決算特別委員会)		国民健康保険	認定 (賛成多数) ※賛否は別表
認第5号～ 認第9号 (決算特別委員会)		駐車場事業、簡易水道事業、介護保険、後期高齢者医療、水道事業	認定 (賛成全員)
議案第24号 (総務委員会)	平成26年度桜井市一般会計補正予算(第1号)	補正額 66,325,000円 道路維持費で台風被害等にかかる修繕料等の追加所要額等	可決 (賛成全員)
議案第25号	平成26年度桜井市介護保険特別会計補正予算(第1号)	補正額 38,211,000円 介護給付費準備基金積立金等	可決 (賛成全員)
議案第26号 (総務委員会)	桜井市附属機関設置条例の一部改正について	新たに設置する附属機関について規定を加える①桜井市行政評価外部評価委員会②桜井市協働推進会議③桜井市纏向遺跡保存管理・整備活用計画策定委員会	可決 (賛成全員)
議案第27号	桜井市社会福祉事務所設置条例及び桜井市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について	法改正に伴う改正	可決 (賛成全員)
議案第28号	桜井市宇陀広域連合規約の変更について	規約を一部変更するため、議会の議決を求める	可決 (賛成全員)
議案第29号	公の施設の指定管理者の指定について	忍阪地区コミュニティ集会所 倉橋出屋敷〃、浅古〃、赤尾〃 指定期間：平成26年12月1日から 平成31年11月30日まで	可決 (賛成全員)
発議案第7号	「危険ドラッグ(脱法ハーブ)」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書の提出	提出先 内閣総理大臣 総務大臣 厚生労働大臣 文部科学大臣 国家公安委員会委員長	可決 (賛成全員)
発議案第8号	議員派遣の件	行政視察 産業建設委員会所属議員 文教厚生委員会所属議員	可決 (賛成全員)
同 第2号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	朝倉台西 浅田 錦治氏	同意 (賛成全員)
同 第3号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	大字外山 大倉 孝之氏	同意 (賛成全員)

各議員の賛否（賛成…○ 反対…× 棄権…△ 欠席…ー） ※議長は表決に加わりません

議員	井戸 良美	大西 亘	工藤 将之	阪口 豊	我妻 力	西 忠吉	藤井 孝博	吉田 忠雄	岡田 光司	土家 靖起	東 俊克	東山 利克	万波 迪義	工藤 行義	札辻 輝已	高谷 二三男
議案																
認 第 1 号	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	議長
認 第 4 号	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	議長

決算特別委員会の 審査概要

9月定例会では、決算特別委員会が設置されましたが、その中の一般会計決算認定の審査の一部について紹介します。

決算特別委員会

(8名で構成)

- 委員長 万波 迪義
- 副委員長 藤井 孝博
- 委員 井戸 良美
- 委員 大西 亘
- 委員 岡田 光司
- 委員 工藤 将之
- 委員 東 俊克
- 委員 札辻 輝已

問

今後とも財政的に厳しいという見通しを立てているならば、行財政改革アクションプランには、市民にもわかるように数値目標を記し、取り組む必要があるのではないかと。

答

今回の行財政改革アクションプランでは、今日までの財政削減であった量から質への転換を図った。進捗管理については、財政見

通しを出しながら、毎年ヒアリングを行い、市長の立場からもしつかり検証したい。

問

第二次行財政改革アクションプランでは、運営補助から事業費補助への移行について、一律カットを実施したことの評価があるのみで、事業費補助へ移行できなかつたものがあると考えるがどうか。

答

第一次、第二次と行財政改革を行ったことにより、効果額という面で、一定の成果は出せたと考える。事業費補助への移行という面では、十分とは思っていない。今後は従前の取り組みを継承しつつ、外部委員の意見も聞きながら進めた

問

社会福祉協議会の平成25年度の決算において、一般会計で一千万円の運営基金への積立により、基金総額が一億二千万円を超え、介護支援サービス事業特別会計では、四千万円の積立により、総額一億円を超えている。災害時等も想定されている。性格上、基金の積立については一定の認識はしているが、目標額を定める協

答

議等は行われているのか。基金の目標額も含め、踏み込んだ協議はしていない。基金の積立の考え方を整理し、協議していきたい。補助金については、予算を組む際や支出時において、事業をよく精査し、相手方の財政状況や事業効果を十分に検証できているか。

問

平成25年度も黒字ということだが、事業を行わないと黒字になるのは当然である。市長として、本年度まで黒字化を優先し、次年度以降の反攻勢に期するものもあるのかと考えるが、現時点で未執行事業があったのか。

答

予期せぬ被害をもたらした台風等の自然災害による影響や地元との協議が順調に進められなかった池之内ほ場整備が未執行事業の一つである。全体的な視点でいえば、本市の財政状況から積み残されてきた課題であり、推し進めている過程にある事業もある。

問

近年、透明性を高めるとともに、市民の参画や行政と市民の協働を推進する流れを受けて、行政機関が保有する公共データを公開するオープンデータへの関心が高まりつつある。この取組の先進地である福井県鯖江市では、人口・気温などの統計情報、災害時の避難所の位置情報、鯖江百景の観光情報等を公開することで、災害時の避難所への

答

近年、透明性を高めるとともに、市民の参画や行政と市民の協働を推進する流れを受けて、行政機関が保有する公共データを公開するオープンデータへの関心が高まりつつある。この取組の先進地である福井県鯖江市では、人口・気温などの統計情報、災害時の避難所の位置情報、鯖江百景の観光情報等を公開することで、災害時の避難所への

市政について ここが 聞きたい

(代表質問・一般質問)

代表質問

大西 亘 議員



オープンデータの取組について

近年、透明性を高めるとともに、市民の参画や行政と市民の協働を推進する流れを受けて、行政機関が保有する公共データを公開するオープンデータへの関心が高まりつつある。この取組の先進地である福井県鯖江市では、人口・気温などの統計情報、災害時の避難所の位置情報、鯖江百景の観光情報等を公開することで、災害時の避難所への

ルート表示やコミュニティバスの走行位置が数秒間隔で更新されるアプリなどが民間の発想で開発され、思わぬ効果が出ているという。観光、防災など様々な分野で活用が期待される取り組みでもあり、情報を公開するだけで、予算も必要でないと聞く。本市においても、オープンデータをいち早く実施し、県内市町村をリードできるよう取り組みを進めてはどうか。

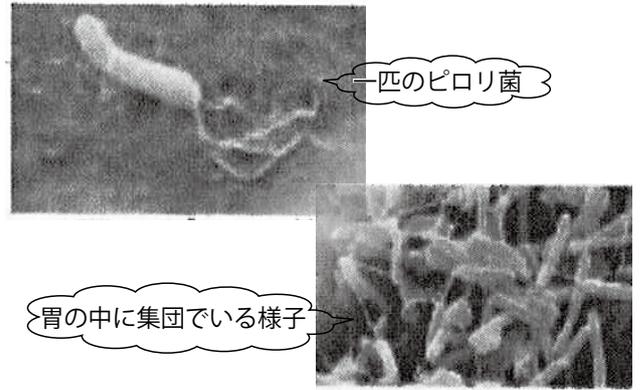
答（市長） オープンデータと言えるには、機械判読に適したデータ形式で、2次利用が可能な利用ルールで公開しなければならぬ。現在、本市がホームページで公開している画像や地図データ、統計情報は加工しなれば2次的に利用できず、閲覧のみの状況にある。今後、オープンデータを進める際の基本的な考え方や取り組みの方向性等を研究していきたい。

ピロリ菌の除菌で胃がん撲滅について

問 ピロリ菌の正式名はヘリコバクター・ピロリといい、このピロリ菌が胃の粘膜にすみつき、胃がんや胃潰瘍等の発生原因になると国も認めている。日本人の2人に1人が感染していることされ、胃がんに罹患した人の100%がピロリ菌に感染しているとの調査結果もあり、胃がんを撲滅するには除菌を進めることが最も重要であると考えられる。ピロリ菌の感染検査を市の検診に加える考えはないか。また、兵庫

県篠山市や岡山県真庭市では、中学生を対象に検査を実施している。本市から胃がんで亡くなる方をなくするため、年代ごとに適切な取り組みを「ピロリ菌撲滅プロジェクト」として推進してはどうか。

答（市長） がん対策には、がん検診を推奨し、早期発見、早期治療が最も重要な施策であることは、十分認識している。現在は厚生労働省のがん予防重点保健教育及びがん検診実施のための指針に基づき実施しているが、各世代のピロリ菌撲



胃がんの8割がピロリ菌が原因

滅に関し、国や県の方針は無くても、医師会や学校関係者、校医の先生方とよく相談し、ぜひ必要となれば前向きに検討し、進めていきたい。

地域包括ケアシステム構築について

① 認知症早期発見の取組などについて

② ボランティアポイントの導入について

問 地域包括ケアシステム構築に向けて、「日常生活圏域ニーズ調査」の進捗状況はどうか。また、認知高齢者の対策について次の点を

聞きたい。①早期発見と早期の受診、診断、早期治療が大切といわれているが、本市の対策はどうか。②携帯電話などを利用して家族や自分自身が簡単に認知症のチェックができる「これって認知症？」というシステムの導入について。③認知高齢者の徘徊対策について④介護予防の一環とする「ボランティアポイント」の導入について。

答（市長） 市内65歳以上の要介護2以下の方2,000人を抽出、調査票を送付し、65%の方に返答をいただいた。10月中に報告書を作成し、分析結果を踏まえ、第6期の事業計画をまとめた。①桜井市地域医療福祉懇話会を今年の3月に立ち上げ、その分科会で協議を重ねている。②チェック項目や運用費用などを分科会で検証し、積極的に取り組むたい。③早期に徘徊高齢者SOSネットワークを構築し、GPS端末の貸出など先進地を参考に検討したい。④高齢者が生きがいを持って社会参加できる環境づくりを検討していきたい。

一般質問

阪口 豊議員



纏向遺跡について

問 JR巻向駅周辺に広がる纏向遺跡は、ヤマト政権発祥の地と目され、邪馬台国畿内説の最有力候補地でもある。2013年には一部が国史跡指定されたが、調査面積は南北1、5キロ、東西2キロにも及ぶ広大な面積であり、調査は未だ全体の2%にも満たず、全体の説明には長い年月と膨大な予算が必要と考える。市長の2年半の取り組みや実績が見えてこないと言われる中、日本の宝である纏向遺跡をどのように活用し、このエリアを市全体の活性化にいかにつなげる考えか。また、「歴史文化基本構想」の中身が未だ見えてこない。纏向遺跡では、どのようなことが出来、地域づくりにどう活用する考えか。

毎年、纏向学研究センター主催の東京フォーラムが多くの考古学ファンを魅了している。このような情報発信は、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックを見据えた誘客戦略にも通じると考えるがどうか。

答(市長) 纏向遺跡の保存活用にあたっては、単に遺跡保存に留まらず、周辺の景観や環境の保全まで見据える必要がある。国や県等とも調整を図り、将来のマスタープランとなる歴史文化基本構想の中で、「保存管理計画」と具体的な史跡整備等の「整備管理計画」の策定を進めている。策定にあたっては、考古学や史跡整備、地域づくり分野の学識者のほか、国や県、また地元委員にも入っていただき、地元の意見も聞きながら各計画をまとめたい。旧纏向小学校跡地は纏向遺跡の拠点として、便益施設を含めた史跡整備を考えている。纏向遺跡は本市において、文化財としての価値はもとより、歴史文化を生かしたまちづくりや観光産業振興を図る上でも重要で、

近い将来、地域のみならず、市全体の活性化の起爆剤になると考えている。また情報発信等の取り組みは極めて重要であり、天理市や田原本町と広域連携した情報発信等のプロジェクトも進めている。今後、歴史文化基本構想に基づく本市の魅力や東京でPRし、外国人来訪者への誘客に努めたい。

答(教育長) 歴史文化基本構想は、今後の文化財保護行政の指針となるものであり、歴史文化を生かしたまちづくりの方向づけを行う基礎資料となる。東京フォーラムでは、関東、首都圏における纏向遺跡の知名度アップに一定の成果は得られたと考える。今後は年齢層の拡大を図れるよう工夫し、文化財課、観光まちづくり課が連携し継続したい。

問 相撲神社について

昨年7月7日に穴師カチャケシにある相撲神社において、「勝利の聖」・野見宿禰記念碑除幕式と記念式典が挙行された。今年4月には、野見宿禰顕彰会と桜井・天理青年会議所など地域の皆さんによる土俵づく



相撲神社での土俵づくり

りが行われ、5月には、わんぱく相撲大会「山の辺場所」が盛大に開催された。相撲発祥の聖地であるこの地は、市の財産である。「政教分離の原則」はあると考

えるが、市長が常々言われる「協働の観点」から一緒にできることがあったのではないか。土俵が整備された今、屋形等ハード面の整備や當麻蹴速ゆかりの葛城市との相撲交流等、今後の取り組みはどうか。

答(市長) 纏向校区区長会、相撲発祥の聖地野見宿禰顕彰会をはじめ、地域の皆様の取り組みとその思いに、

敬意と感謝を申し上げたい。記念碑建立等の話を受け、本市を魅了させる素晴らしい取り組みと感じ、日本相撲協会へ地元区長会長と同行し、趣旨説明を行った。相撲神社は本市のみならず、国全体の宝であると考えており、今後も本市の相撲神社が相撲発祥の地であることとの情報発信に全力で努めるとともに、市として市長として何ができるか考えていきたい。

答(教育長) 葛城市から交流の提案があることから、相撲発祥の地であることを内外にアピールすべく、交流が図れるよう検討したい。



一般質問
東 俊克議員



女性活躍できる社会について

問 安倍総理はアベノミクスの成長戦略の一つに「女性の活躍推進」を掲げ、平成32年にはあらゆる分野で、指導的地位の3割以上が女性になるよう目指すとしており、少子高齢化が加速し、生産年齢人口の減少が進む我が国において、労働力の確保という面だけでなく、今後の経済活性化のためにも意欲のある女性が活躍しやすい就労環境を整備していくことは大変重要であると考えます。また、女性の視点で行うマネジメントシステムにより、市民ニーズに対し、多様に対応できるという利点があることから、本市においても、女性職員が働きやすい職場環境を整備し、女性管理職の比率を

上昇させるべきと考えるがどうか。

答（市長） 第2次安倍改造内閣では、高市総務大臣を筆頭に、歴代内閣で最多に並ぶ5名の女性閣僚が起用され、「女性が輝く社会の実現」に向け、スタートした。

本市においても、数値目標は定めていないものの、以前より女性職員の自覚と意識の高揚を図るため、市町村研修センターでのキャリアアップセミナーや女性職員エンパワー研修等への派遣を行っており、職員の資質や能力により、積極的に女性の管理職への登用を図っているところである。管理職の女性比率は、平成17年度が18%であったが、平成26年度は23%となり、これまでの取り組みの成果が出ているのではないかと考える。また、育児や介護については、男女を問わず、子の看護休暇や育児休業短期・長期の介護休暇等があり、該当する職員はその制度を活用している。今後女性職員の活躍を支援するために職員の意見を聞き、職場環境の整備に取り組みとともに、研修等によ

り女性職員のキャリアアップを図ることで、女性管理職の登用に努めたい。

問 一般公衆浴場の支援について

近年、全国各地で一般公衆浴場の廃業が増えており、本市においても相次いで銭湯が廃業されている。銭湯利用者の多くは、低価格で気軽に行ける銭湯がなくなることで、どうすればいいのかと危惧されている。銭湯は単に公衆衛生上、必要な施設というだけでなく、憩いの場・ふれあいの場として、長年利用されてきた。そこには地域コミュニティが形成され、入浴す

る楽しみだけでなく、近隣の情報が飛び交う利用者の交流の場でもあり、まさしく地域の伝統文化を支えてきた施設でもある。地域コミュニティの再構築には、銭湯は大変重要な施設であり、地域に欠かすことが出来ない公益性のある施設と考えるが、一般公衆浴場の支援はどうしていくのか。

答（市長） 市内一般公衆浴場では、こどもの日には小学生以下を、敬老の日には70歳以上の高齢者を無料にし、12月には季節湯を実施するなど、地域の憩いの場・ふれあいの場として、また子どもや高齢者の世代を超えたつながり等にも貢献いただいている。このように、一般公衆浴場の公益性は多岐であり、地域には欠かせない施設であると認識しており、一般公衆浴場の維持・促進に対しては、現在、公衆浴場生活衛生協同組合桜井支部に



懐かしい銭湯の煙突

懐かしい銭湯の煙突

対して、実施された事業に補助を行っている。今後も、地域の憩いの場・ふれあいの場として一般公衆浴場が継続できるよう支援していきたい。

一般質問

札辻 輝已 議員



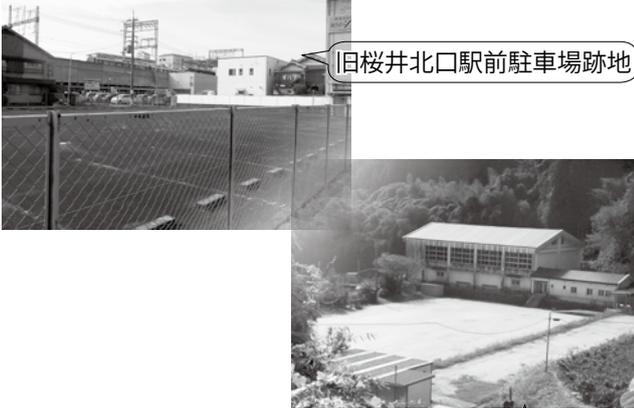
問 市有財産（土地）の有効利用と事業推進について

本市の財政は黒字への転換が図れたものの、依然として多くの課題を抱えた状況にある。このような中、市長は将来に向かって夢のある桜井市を目指し、市政を担い、苦勞もあるかと考えるが、市民の市政に対する目は大変厳しい。緊縮財政時の中、創意工夫が必要にもかかわらず、市は所有土地に対し、「有効に活用しない」「売却処分もしい」「所有しているだけ」という、何の手だても打っていない状況にある。市民

の利用に供する、或いは税収増を見込むなど、次の市有土地について今後のあり方を整理し、方針を出すべきと考えるがどうか。①「鳥見山緑地公園」については、子どもたちが野外で気軽に安全に遊べる施設にするなど、早期に再事業化を進めるべきと考える。本事業の必要性も含めどうか。②旧桜井駅前北口第1駐車場用地については、本市が所有する普通財産の中で最も価値があると考える。本市の玄関口にあたり、観光誘致を進める上からも、早期に有効利用する必要があると考えるが、民間活力の導入も含め、庁内にプロジェクトチームを立ち上げてはどうか。③市道阿部忍阪線用地（忍阪地内）については、平成13年度に大きな市費を投じ、買収したにもかかわらず、環境部の管理のもと、道路改良工事に着手できていない。地元の要望に応えられるよう早急に事業化すべきではないか。④上之郷小学校跡地については、民間による高齢者福祉施設の計画が不調に終わった後、どのような検討が進

められてきたのか。桜井駅前北口第1駐車場用地と同様にプロジェクトチームを編成し、有効活用に向けた検討が必要ではないか。

答（市長） ①平成23年度に改定した都市計画マスタープランにおいて、公園緑地ゾーンと位置付けており、本市に子どもたちが遊べる施設は是非ともつくりたいと考えるが、現在進める都市計画道路の見直しと、その後の整備方針や他の都市公園を含む都市基盤整備事業について事業手法等の検証を行い、限りある財源の



旧桜井北口駅前駐車場跡地

早期の有効利用が望まれる上之郷小学校跡地

意を得ることが重要であると考え。今年7月に地元の忍阪区長より平成28年度の事業化に向け、要望書も出されており、今後はこれまで進めてきた道路改良事業の手法によるか、都市計画道路事業の手法か、経済面や投資効果などの検証も行いながら事業実施の検

中、本市にとって何を最も優先すべきか判断し、実現に向かって取り組みたい。②本市の玄関口にあり、非常に利便性も高く、有効活用の必要性は十分認識している。観光・産業創造都市を目指していることから、宿泊施設の誘致など民間活力を活用した施設整備や手法などについて研究すると共に、いかに活用し整備するか、プロジェクトチームという形態も含め、全庁的に検討したい。③未改良区間の早期事業化については、地元地権者の方の合

答（環境部長） ③グリーンパーク建設にあたり、当時の環境部で一部必要な道路用地として買収し、行政財産として管理している。

答（都市建設部長） ③平成18年度には事業化に向け、道路法線の変更案を示したが、合意を得られなかった。

討を進めたい。④現在、生涯スポーツ及び地域コミュニケーションの推進の場として活用する一方、有効活用の検討を進めてきたが実現に至っていない。今後も引き続き、上之郷地域の活性化に向けて、地元の意見を聞きながら、関係部署と十分協議し、市総体としてプロジェクトチームの手法も視野に入れ、考えていきたい。

答（教育長） ④平成18年4月1日に地元の理解と決断を得て、初瀬小学校と統合し、児童・生徒達は元気に学習してくれている。今後も downstairsの安全はもとより、子どもたちが安全安心な学校生活を送れるよう、最善の努力をしたい。市長同様に、地元の意見を踏まえ、市総体で有効活用を図れるよう検討したい。

問 平成28年度から桜井総合庁舎に休日診療所、医療センター、健康推進課、児童福祉課、社会福祉協議会、ボランティアセンター、クローバー学園が移転する計画となっているが、同庁舎を母親が気軽に相談でき、親同士の交流の場が提供され、待ち時間に子どもたちが遊ぶスペースを備えるなどの「子育て支援の拠点」として、整備することが重要と考えるがどうか。また整備にあたっては、是非、両親、特に母親の意見を持

平成25年度にはカーブ修正等、部分的な改善策を地権者の方と調整を図ったが、現在不調になっており、継続して調整を図っていきたい。



一般質問
土家 靖起議員

子育て支援の拠点整備について

問 これまでの都市計画道路の見直しについて

つ機会を設けるとともに、これまでの子育て支援策を再検証し、充実した支援策の構築を検討してほしい。

答（市長） 桜井総合庁舎については、県機能移転後に本市が活用するため、本年度に耐震化及び大規模改修工事設計業務を行い、平成28年度から本市の医療・福祉の拠点として活用すべく、県と協議を重ねている。組織が1か所に集約されれば、これまで以上の子育て支援の充実を図ることが可能になり、大きな前進としたい。既存施設を最大限有効に活用できるよう、これまでの経験と利用者の意見を集約し、改修計画に反映させるべく、現場スタッフも参加し検討を重ねたい。子育てを取り巻く環境が大きく変化してきていると実感しており、担当部局には、こうしたことも踏まえ指示をしている。これまで十分に実施できなかった子育てに関する講座や療育教室等の子育て支援策の充実につなげたい。

の多くは高度経済成長期に決定されてきたが、今後は人口減少・高齢社会の到来など、社会状況が変化してきていることから、未着手の都市計画道路については、改めてその必要性を支障の無いものは廃止も含め、検証する必要があると考えるがどうか。今後、都市計画道路の事業実施にあたっては、優先順位をつけるのか。今年7月にも地元から事業化の要望書が出されている都市計画道路栗原・池之内線の未改良区間の整備については、これまでの経緯もあり、早期整備が必要と考えるがどうか。

答（市長） 平成22年度に県が策定した「県都市計画道路の見直しガイドライン」に沿って、平成24年度から見直し案の検討に着手している。現在、まとめている段階であり、パブリックコメント、県との協議、都市計画審議会など手続きを踏み、平成27年度中に決定の告示を行う。手法については、都市計画道路が有する機能を項目化し、現在求める機能がない場合は廃止する。栗原・池之内線について



未着手状態が続く鳥見山緑地公園
(手前：桜井南小学校体育館)



一旦休止し現在に至っている。今後の方針としては、他の都市基盤整備事業も含め、事業手法も検証し、公園事業の在り方を検討していきたい。

では、これまでの経緯を踏まえ、道路改良事業の手法によるか、都市計画道路事業の手法によるかを、財政面や投資効果などの検証を行い、地元地権者の合意を得ながら、事業実施の検討を進めていきたい。

答（都市建設部長） 今回の見直しでは、各都市計画道路を存続するか廃止するかのみを検討し、優先順位は含まない。

問 都市公園の整備について

平成20年12月定例会でも一般質問を行ったが、都市計画決定されている都市公園である桜井公園、芝運動

答（市長） 鳥見山緑地公園は、近年の財政状況の硬化に伴い、平成16年度に中和幹線などの道路事業を優先するという判断のもと、

一旦休止し現在に至っている。今後の方針としては、他の都市基盤整備事業も含め、事業手法も検証し、公園事業の在り方を検討していきたい。

子育て政策について
①ファミリー・サポート・センターの導入について



一般質問
工藤 将之議員

問 現在、我が国は少子化に歯止めがかからない状況にある。しかし子どもの多くいる地域は活気に満ち、子どもたちを中心としたコミュニティが形成されるなど、多くのメリットを生むとともに世代間交流が各世

代に効果を及ぼすという研究結果が多くあることから、地域にとって子どもは必要不可欠な存在である。また、若い世代の定住・移入を促進しようとしたとき、子育て政策を含む行政サービスが判断基準になると考える。本市を維持していくためにも、子育てを行いやすい環境の整備が急務であり、行政による積極的な世代間交流を行える場の提供などが必要ではないか。当市の子育て環境のグランドデザインは描けているか。「ファミリー・サポート・センター事業（以下、サポート事業）」という、子育て世代の登録者が共働き等で困ったときに、



厚生労働省のリーフレット表紙

登録サポーターが有償で援助する事業があるが、現在、県内12市で実施されていないのは本市と御所市だけである。議員有志で調査したところ非常に良い制度であり、実施に向けた情報提供もしたい。国も重要な事業と位置づけているがどうか。

答(市長) 平成27年度から始まる新たな子育て支援事業計画策定の中で、子どもや家庭に対する相談や援助、子どもや親が気軽に集える場所の確保など、相談事業や体制の充実に向け、鋭意検討を行っており、その具現化に向け、医療・福祉が連携した施設に子育て支援拠点を設置し、必要な事業を展開したいと考えている。サポート事業については、先進地事例に学び、諸課題を整理する中で、積極的に検討したい。

答(福祉保健部長) 子育て支援拠点については、多世代が集える場としても検討していきたい。サポート事業は具体的には決まっていないが、まず保護者が安心して預けられる体制が講習等も含め、必要と考えている。

桜井市行財政改革アクションプランについて

問 新たな行財政改革の指針となる桜井市行財政改革大綱に基づく「桜井市行財政改革アクションプラン」が策定された。特に持続的な行政運営の確立に向けた取り組みが行われることには期待したいが、今回のアクションプランには数値目標が入っていない。項目の中には事業効果や成果を数字で明確に表し、進捗管理すべきものもあるのではないかと。各項目ができるまでの経緯はどうであったのか。取り組みを進める中、提案自体もない部局があるならば、そのこと自体が問題である。大綱によると、「地域経営」における市民の関心は市民協働、行財政改革、広域連携とあるが、今回のアクションプランでは広域連携が他の二つに比べ弱いのではないかと。広域連携については、トップダウンの必要性を感じるがどうか。また、このアクションプランを平成27年度の予算編成にどのように生かすのか。

答(市長) アクションプランは、職員提案をベースとした庁内プロジェクト会議、外部委員による有識者会議、行財政改革推進本部会議における議論を重ねて策定した。職員提案には、部局に偏りを感じ、特にまちづくりに関して指示を出しにくい位置づけ、一定の取り組みを行っていただくためと考えるが、積極的に進めたい。進捗管理は、ヒアリングを行う中で点検し、進捗状況については数値化も含め、市民にわかりやすく情報提供を行う努力をしたい。

答(総務部長) 一般財源枠配分方式を継続することを基本としつつ、抜本的改革であった第2次改革での弊害にも配慮し、予算編成の担保としたい。

一般質問

吉田 忠雄 議員



第6期桜井市介護保険事業計画について

問 来年4月から実施される介護保険制度改正の最大の問題点は、要支援者向けの訪問・通所介護が、これまでの全国一律の基準で運営されていた保険給付によるサービスから外され、市町村が独自に実施する新たな介護予防・日常生活支援総合事業に移ることである。指針案では、現行水準の専門的サービスのほかに、緩和した基準を設け、NPOやボランティアによるサービスの提供を可能とし、専門職員が居らずとも、食堂や機能訓練室、また消火設備がない施設でも認めるとされている。一方、専門的サービスが使えるのは、市町村などのケア・マネジメントで必要と認められる場合に限定され、特別養護老人ホームの入所は、知的・精神障害等を伴わない限り、要介護3以上に限られ、平成27年8月からは、一定以上の所得がある場合、利用料負担が現在の1割から2割負担となる。今回の改正は、福祉サービスを大きく後退させ、低所得者も含む負担増を迫るものと考え、計画策定にあたり、

本市の考え方と現在の取り組みはどうか。計画策定にあたっては、現在の要支援のサービスの継続と要介護認定の申請権を侵害しないようにし、自治体としてのサービスの後退を招かぬことを望む。

答(市長) 今回の介護保険法の改正では、制度の持続可能性を維持しながら、介護保険での全国一律サービスではなく、市独自の事業として、費用の削減だけでなく、対象者に応じ、多様な担い手による多様なサービスを提供できることになると考える。事業内容の設計については、担い手や単価設定を十分検討していきたい。第6期桜井市介護保険事業計画については、現在、日常生活圏域ニーズ調査の集計結果を分析しており、10月中には報告書を作成したい。策定にあたっては、今回の改正内容を踏まえ、地域支援事業主体としてサービスの低下にならないよう、要介護認定の申請について申請権を侵害することのないよう十分配慮しながら策定を進めたい。

桜井市グリーンパークごみ焼却施設の集じん灰によるダイオキシン濃度基準超過について

問 ダイオキシンは猛毒の物質で、人体に有害であるということは言うまでもない。市長は今回の重大な事態をどのように捉えているのか。以下の点を聞きたい。

①なぜ基準値以上のダイオキシンが発生したのか。徹底した原因究明はできているか。②大阪湾フェニックスセンターへの処理灰の再搬入の目途と条件③基準値を超える測定結果が出た時点で公表しなかった理由は何か④日立造船株式会社への業務監視は万全か。また、平常運転復帰は業務委託契約の手順通り行われたのか。⑤安全でリスクの少ない施設にするため、今後は環境省が推奨する専門集団である第三者機関による環境スーパバイザー制度を採用してはどうか。

答（市長） 市民の皆さんをはじめ、関係者や関係団体等大変多くの方々に多大なるご迷惑、ご心配をかけることになり、心より深くお詫び申し上げます。今後は、

このようなことが二度と起こらないよう、原因の徹底した究明とダイオキシン類等の発生抑制に万全の対策を講じるようメーカーに対し強く指示しており、最善を尽くしたい。

答（環境部長） ①平成14年竣工以来、基準値を超えたのは今回が初めてである。調査した結果、排ガス冷却設備内部の付着灰が混入したことによる可能性が高いと考える。現在、プラントメーカーで分析調査中である。②フェニックスをはじめ港湾関係者等の同意が必要で



ストックヤードに管理されている処理灰



あり、早期再開を目指している。③廃棄物の受け入れ側である港湾関係者等やフェニックス並びに奈良県との調整の結果、歩調を合わせ報道発表した。④業務日報等やモニタリング会議で業務監視を行っている。付着灰が混入したものによる可能性が高いと報告を受け、改善計画書と人体に影響がないことを確認し、付着灰を含まない処理灰のサンプル調査が基準値を超えていないことと、排ガスの自主測定値が環境面において全く問題ない結果であり、運転を継続している。⑤原因究明や今後の対策について、第三者機関や環境分野のスーパバイザー的な専門家に意見、検証も含め進めたい。

議会ミニミニ知識

【議会の権限】

議会には、法律に基づき多くの権限が与えられており、市政の重要な事項を審議する大切な役割を担っています。主な権限は、次のようなものがあります。

◆議決権

議会の権限の中心となるもので、「条例の制定・改正・廃止」「予算の決定」「決算の認定」「市税等の賦課徴収」など市で定める契約の締結」など市の重要な事項について議決します。

◆選挙権・同意権

議長及び副議長を選出する選挙や選挙管理委員会などを決定する選挙を行います。また、副市長や教育委員会の委員、監査委員などといった市の重要な職に就く人を選任する際に、議会の同意が必要です。

◆検査権・監査請求権・調査権

市の事務について、適正に行われているかを監視するため、書類を検査したり、監査委員に監査を請求することができます。また、一般的に「100条調査権」と呼ば

れています。地方自治法第100条に基づき、市の仕事について調査し、必要な場合、関係者の証言を求めることができます。

◆意見書

公益に関することについて、市議会の意志を決定し、国・県などに提出します。

◆決議

政治的な効果を期待して、市議会の意志を内外に明らかにするものです。

【請願・陳情】

市民の皆さまの意見や要望を伝える方法として、請願や陳情を市議会に提出することができます。

◆請願

提出された請願書は、所管する委員会で審査され、本会議で採決されます。採決されたものは、市長や関係機関にその実現を要望します。請願を提出する場合は、紹介議員の署名、押印を受けてください。

◆陳情

提出された陳情書は、本会議で議員全員に写しの配布を行い報告します。陳情には、市議会議員の紹介は必要ありません。